

# 重要事項説明書

## 訪問看護ステーション笑顔いちばん

### 1 当事業所の概要

#### (1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション笑顔いちばん
所在地	岐阜県各務原市那加雄飛ヶ丘町 18-45
連絡先	058-322-8612
管理者名	三品 洋子
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	2160590101
サービス提供地域	各務原市・岐南町・岐阜市（国道156号線より東）

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

#### (2) 営業時間及びサービス提供時間

営業時間	8:00 ~ 17:00
サービス提供時間	8:30 ~ 17:00
定休日	日曜日・12/30~1/3・8/13~8/15

#### (3) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	経験のある看護師	1名	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名	4名	うち常勤1人管理者と兼務
	准看護師	1名	0名	
理学療法士		2名	1名	
事務職員		1名	0名	

### 2 当事業所の連絡窓口

担当部署：訪問看護ステーション笑顔いちばん

**TEL : 058-322-8612**

※24時間対応体制を整えておりますので、営業時間外は下記の電話番号にご連絡下さい

**TEL 080-1581-8691**

担当者：三品 洋子

受付時間：8:30~17:30

### 3 事業の目的・運営方針

#### (1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

#### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供します。訪問看護・介護予防訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護・介護予防訪問看護のサービス提供に努めます。

### 4 サービス内容

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持

- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

## 5 利用料金

### (1) 利用料金（介護保険）

（看護師・准看護師による訪問の場合）

サービス提供時間帯			サービス提供時間数	単位数	利用料	利用者負担額		
						1割負担	2割負担	3割負担
昼間	介護	20分未満		314単位	3,205円	321円	641円	962円
		30分未満		471単位	4,808円	481円	962円	1,443円
		30分以上1時間未満		823単位	8,402円	841円	1,681円	2,521円
		1時間以上1時間30分未満		1,128単位	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円
	介護予防	20分未満		303単位	3,093円	310円	619円	928円
		30分未満		451単位	4,604円	461円	921円	1,382円
		30分以上1時間未満		794単位	8,106円	811円	1,622円	2,432円
		1時間以上1時間30分未満		1,090単位	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円

（理学療法士等による訪問の場合）

サービス提供時間帯			サービス提供回数	単位数	利用料	利用者負担額			
						1割負担	2割負担	3割負担	1日2回以上の場合
昼間	介護	1日に2回まで		294単位	3,001円	301円	601円	901円	90%で算定
	介護予防			284単位	2,899円	290円	580円	870円	50%で算定

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

### ○サービスの加算料金

加算項目	単位	基本料金			
		1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算（Ⅰ）	350単位	358円	715円	1,072円	
初回加算（Ⅱ）	300単位	307円	613円	919円	
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）	500単位	511円	1,021円	1,532円	
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）	250単位	256円	511円	766円	
退院時共同指導加算	600単位	613円	1,226円	1,838円	
複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合	254単位	260円	519円	778円
	所要時間30分以上の場合	402単位	411円	821円	1,232円
長時間訪問看護加算（※1）	300単位	307円	613円	919円	
緊急時訪問看護加算Ⅰ（※2）	600単位	613円	1,226円	1,838円	
ターミナルケア加算	2,500単位	2,553円	5,105円	7,658円	
早期夜間深夜加算	早朝（6：00～8：00）夜間（18：00～22：00）	25%加算			
	深夜（22：00～6：00）	50%加算			

（※1）長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位

を所定単位数に加算する。

(※2) 緊急時訪問看護加算 1 緊急業務の負担の軽減に資する体制を整備しています。(別紙フローチャート参照)

- (2) 利用料 (医療保険) ※自己負担金は下記金額の 1～3 割と保険により異なります。  
※受給者証の種類によっては、公費負担が適応になります。

サービス種別		金額
訪問看護基本療養費	週 3 日まで	5,550 円
	週 4 日以降	6,550 円
管理療養費	月の初日	7,670 円
	2 日目以降	3,000 円
退院時共同指導加算	月 1 回	8,000 円
特別管理加算	月 1 回 ※1	5,000 円
	月 1 回 ※2	2,500 円
早期・夜間・深夜加算	早朝 (6:00～8:00) 夜間 (18:00～22:00)	2,100 円
	深夜 (22:00～6:00)	4,200 円
長時間訪問看護加算	週 1 回まで (90 分を超える場合) (※3 週 3 回まで)	5,200 円
緊急訪問看護加算 イ	1 日につき (月 14 日目まで)	2,650 円
緊急訪問看護加算 ロ	1 日につき (月 15 日以降)	2,000 円
24 時間対応体制加算	月 1 回	6,800 円
ターミナルケア療養費	1 回	25,000 円
難病等複数回訪問加算	2 回/日訪問	4,500 円
	3 回以上/日訪問	8,000 円
複数名訪問看護加算	看護師の場合	4,500 円
特別管理指導加算	厚生労働大臣が定める疾患等の利用者	2,000 円
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾患・状態	6,000 円
退院支援指導加算 (90 分以上の場合)	厚生労働大臣が定める疾患・状態	8,400 円
在宅患者連携指導加算	月 1 回	3,000 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月 1 回 (状態により 2 回)	2,000 円
情報提供療養費	月 1 回	1,500 円
乳幼児加算 (6 歳未満)	1 日につき	1,300 円
	1 日につき (厚生労働大臣が定める者に該当)	1,800 円

※1 気管カニューレ・留置カテーテルなどを使用している状態にある方

※2 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡などの状態にある方

※3 人工呼吸器を使用している状態にある方。15 歳以下の超重症児・準超重症児・特別訪問看護指示書期間の方。※1・※2の方

### (3) その他

エンゼルケア	10,000 円+税
衛生材料など必要な場合	実費

### (4) サービス利用の中止

①利用者がサービスの利用を中止する際は、できるだけサービス利用の前日までにすみやかに下記の連絡先までご連絡ください。 **連絡先 (電話) : 058-322-8612**

②当日のキャンセルはキャンセル料金として 800 円申し受けます。(利用者の急変等、やむを得ない場合は不要)

### (5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月 10 日までに請求しますので、20 日までに現金でお支払いいただくか、便利な自動口座引き落としにてお支払ください。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画・介護予防看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービ

ス計画書・介護予防サービス支援計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

## (2) サービスの終了

### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

### ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合  
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

### ④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

### ⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。
- ・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
  - (1) 看護師などは、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
  - (2) 看護師などは、介護保険上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務は認められませんので、ご了承ください。
  - (3) 看護師などに対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
  - (4) 感染予防のため処置及びケア時は、ゴム手袋を使用させていただきます。また、終了後は手洗いをさせていただきますので、ご了承ください。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 苦情解決体制等の指針を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
責任者：管理者 三品 洋子
- (5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8 衛生管理等について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定介護（予防）訪問看護事業所の整備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
- ② ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9 業務継続計画について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10 ハラスメントの防止対策

指定介護（予防）訪問看護事業所は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 訪問先において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼしそうになった）行為
  - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為
 上記は、当該従業員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 11 非常災害対策

救助→救援→避難の必要な対応を行います。

例とし

- ◇火気の点検と始末（ブレーカーを切る）
- ◇地震・家屋倒壊、浸水の危険、避難勧告が出された場合、利用者を安全な場所、避難場所に誘導
- ◇各事業所、家族への連絡
- ◇重症者への受け入れ先確保及び搬送（搬送先までのルート of 安全確認）
- ◇事業所間の連絡（応援体制）
- ◇利用者家族への連絡（安否確認）

## 12 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族 (緊急連絡先)	氏名	(続柄： )
	連絡先	

## 13 相談・苦情窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口で対応します。

事業所相談窓口：電話番号 058-322-8612

担当 三品 洋子

受付時間 8:30～17:30

(2) 下記の公的機関においても、相談や苦情など受け付けています。

公的機関	担当	電話番号	受付時間
各務原市役所	介護保険課	058-383-1778	9:00~16:00
岐阜市役所	介護保険課	058-265-4141	9:00~17:00
岐南町役場	健康推進課	058-247-1321	9:00~17:00
岐阜県国民健康保険団体連合会	介護保険課苦情相談係	058-275-9826	9:00~17:00

**【事業者】**

住 所： 岐阜県各務原市小佐野町六丁目 62 番地  
社 名： 株式会社笑顔いちばん  
代 表 者： 代表取締役 山口 専太郎

**【事業所】**

住 所： 岐阜県各務原市那加雄飛ヶ丘町 18-45  
事業所名： 訪問看護ステーション笑顔いちばん  
(指定番号 2160590101)

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記の重要事項を説明しました。

**【事業所】** 岐阜県各務原市那加雄飛ヶ丘町 18-45  
訪問看護ステーション笑顔いちばん

担当者 \_\_\_\_\_

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

**【ご利用者】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

**【代理人】** 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_ )